

考古学上より見た上代の宇佐地方 (一)

——曙期古墳に関する一考察——

賀 川 光 夫

目 次

序

一、考古学的見地に立つ邪馬台國

二、三世紀の古墳考

三、宇佐地方の三世紀比定の古墳

四、豊前豊後特に宇佐地方に関係のある古鏡を出土せる古墳

五、考古学上より見た上代の宇佐考察

結 語

附表 (一) 東九州に於ける銅鉾銅劍の分布

(二) 東九州に於ける古鏡の分布

序

我が國の上古より宇佐地方はしばしば注目され、この地に關する歴史的な論考は相當數にのぼつてゐる。特に太平洋戰爭終結以來魏志倭人傳にみゆる邪馬台國の位置比定に就いての宇佐説に關する問題等は非常に興味深い。即ち當地の史学專攻の学者による宇佐邪馬台説⁽¹⁾が發表され、更に

考古学上より見た上代の宇佐地方

(賀川)

この問題の論旨にある程度の考古学的検討をこゝろみている点に注目し、此の点に就いての宇佐地方に於ける考古学的研究により、上古の宇佐に就いての試論をなすことにした。然して本稿は邪馬台國の位置に關する問題を主とするものではなく終局に於ては如何なる位置が邪馬台國として歴史学的にも考古学資料の實證を得て可能性があるかと云う点に本旨を置くものである。かくして其の可能性に立つた場合に於て眞の邪馬台國の位置付けが出来るもので、其の可能性は歴史、考古学的見地に立ち大いに論ぜられるべきである。

註 (1) 魏志「邪馬台」の位置に關する考察 富米隆 大分大学紀要二号

一、考古学的見地に立つ邪馬台國

邪馬台國を何處に比定するかと云ふ問題で考古学上最も注目されるのは梅原末治博士の所論である。⁽¹⁾ 博士は高橋建自博士の所論と本旨を同じくするものであるが、大和地方に於て數多く發見されている古鏡の優れた研究によるもので其の大意は

上代大和の文化の由來の古きことを一應考古資料によつて實証し、次に中國の文化は前漢代に九州と同様畿内にも及び、これとの交渉を論じ、更に漢代六朝に亘る中國の古鏡が我が國內に分布する地域から歸納し、古くから大和が我が國文化の中心であつたことを明かにし従つて魏代中國との交渉のあつたのは畿内である。と論するのである。

以上の論旨は中國の古鏡鑑の分布から中國文化の及んだ濃厚の度を推し以て當代文化の狀況を論じたものである。これは邪馬台國の比定に考古学的検討を加へ位置の可能性を論じたものである点で注目されるものであらう。

この大和地方と共に從來最も可能性のある地は北九州地方であり、最近も山口靜夫氏の所論が發表され、するどく大和地方説に反論している。⁽²⁾ この論旨も邪馬台國の位置比定の可能性に就いての發表であり、其の点今後の研究によつては相當の問題を残している。いずれにしても大和説、北九州説と此の問題の論争は絶えることのない興味を有するものである。

扱て九州のどこかに邪馬台を比定しようとする論者の中考古学的立場に於て検討しようとするものには次の如き諸点が根本となつてゐる。

(一) 傳統的な石器時代に對して新來の彌生式農耕文化が傳へられた最初の土地は韓半島を通じて最も其の文化の影響を受け易い北部九州である。とする考へ方に立つもので、これは筑前國糸島郡松原に於て王奔の貨泉が發見され、對岸の韓半島南部の金海等に同様な類例が存することなどにより、そうした彼我の文化交流から歸納するものである。

(二) 志賀島に於て發見された「金印」等より歸納して奴国の治所を「博多附近」に比定し、この地を中心として広く銅鉾劍等の發見例が非常に多いことが邪馬台國の位置比定を此の附近のいすこの地かに求めようとする考古学上の可能性に立つもの。

(三) 須玖式土器等と共に漢代の古鏡が發見され、この地が漢代より彼我の交通が行われていたこと。

(四) 卑彌呼の死後「大作家、徑百歩」の墓が作られているが、これは邪馬台國を強國とする誇張によるもので「宮室樓觀城柵嚴設」とか里數に示めされる老大なる數字等と共に單なる形容とも考へられるから、それ程問題にはならないが、三世紀の古墳と云ふ点に立つた検討を必要とするこ
と等によること。

この点に就いては「其死有棺無槨、封土作家」と云ふ点に興味を引く。これは我が國古墳の曙期の様子を物語るものであり、三世紀と云う点
考慮すれば以上の文章は甕棺と併行する組合式石棺に封土を有するものと云ふ限定が加へられるのでかくすれば北部九州に邪馬台國比定の可能性
があることになる。

以上九州説の可能性を概略したが、私は以上の諸点から九州特に豊前國宇佐地方にも邪馬台國を比定する數多くの考古資料を有している点に注
目し、考古資料の許される範圍に於て上古の宇佐を検討するものである。

註 (1) 考古学上より見た上代の畿内 梅原未治 考古学雜誌十四卷八号

(2) 邪馬台國に就いて 山口靜夫 西日本史学十五号

二、三世紀の古墳考

所謂甕棺と稱する墓制は、其の分布の濃密さに於て筑前須玖遺跡によつて代表されている。

然し甕棺の由來は古く繩文式土器にも見られる。だが之れ等の中所謂須玖式甕棺と思われ「群團と共同体」⁽¹⁾に關連するものは、そう多いとは思
われない。

北九州に於て發生する甕棺は、少くとも共同体としてのある社會の背景を持つ墓制であり、これに關連のある繩文式の甕棺と云ふことになれば
その背景となる社會に或る種の限定があるものと考へられる。

かくの如く考へれば廣く本邦各地で發見される繩文式の甕棺と須玖式甕棺との關係は或る種の同一社會の上に立つものと考へなければならず、

そこに地域と云ふ問題を考慮した上でなければ論旨の上で困難があらう。この点では筑前国糸島郡怡土村石ヶ崎⁽²⁾、同國福岡市今津⁽³⁾、同國飯塚市立岩遺跡發見の遠賀川式甕棺や肥前國東松浦郡鏡村葉山尻發見の繩文晩期夜臼式甕棺又豊後國直入郡菅生村瀬宜野發見の御領式合口甕棺等は須玖式甕棺同様の古式共同体の社會に立つもので我が國古墳の曙期的なものと思われ⁽⁴⁾る。

従つて彌生式農耕文化のきざしは九州においては繩文晩期にすでに存するもので本邦の黎明はこの甕棺と其の分布する地域に始まるものと想像される。換言すれば、中国文化の影響は逆のぼつてこの甕棺を以て始まるものとも思われるのである。かくの如くすればある程度の原始的部落國家は繩文式文化晩期に其の發生を見るにいたつたと推定出来る。北部九州に於ける原始的部落國家は以上の墳墓と共に發生を見、同時に中國との交渉もあつたと考へることが妥當であらう。

扱て以上の如く甕棺は相當古い時期に發生を見るが所謂須玖式甕棺に於て最盛期を見るに至つてゐる。即ちこの甕棺の盛行は部落社會の充實を物語るのである。この時期に至れば箱式石棺も併行して行われ、古鏡、青銅器の副葬も見られ一部では封土の存在も認められるに至つてゐる。封土が見られるこの始源の箱式石棺は概ね二世紀から三世紀にかけて發達したものと推定される。かくすれば「其死有棺無槨、封土作家」と云ふ記事とも一致するわけである。

扱てこの場合三世紀の遺物と云ふものが問題となるが、この遺物の推定が相當困難な問題である。私は各種の遺物の中須玖式甕棺に副葬される銅銚銅劍は當初の目的を失ひ乍らも高塚古墳發生後も尙存在する点から其の最盛期を三世紀と考へ、「徑百歩」即ち高塚の始源に組合式石棺を考慮し更に銅銚銅劍を副葬する古墳に就いて、三世紀の古墳の位置付けを考へて見たのである。こうした古墳に―贈物の中の「銅鏡百枚」が何らかの形に於て發見される必要がある。

註

(1) 甕棺累考(一) 鏡山 猛 史淵第五十四号

(2) 福岡県石ヶ崎の支石墓を含む原始墓地 原田 大六 考古学雜誌二十八卷一号

(3) 甕棺累考(二) 鏡山 猛 史淵第五十五号

(4) 飯塚市立石運動場發見の甕棺遺物 中山平次郎 福岡県史跡報告第九輯

(5) 昭和二十八年七月肥前國葉山尻ドルメン調査に於て發見

(6) 甕棺累考(一) 鏡山 猛 史淵第五十五号

三、宇佐地方の三世紀比定の古墳

従來の耶馬台國の論争が、其の方向や里數等によつて位置を推論し、又魏志の内容に従つて類似の資料を本邦の古典に求め、或は考古資料より推定する方法がとられて來たが、三世紀の古墳に就いてなされた論考は極く少いやうである。私はこの点に就いて考古学的検討を加へ其の位置決定の可能性を研究することにした。

「其死有棺無槨封土作家始死停喪十餘日」とは古墳を作るのに殯の期日を含めた高塚式古墳を意味するもので、これは「徑百餘步」が示めす如く可成り巨大なものを意味しよう。もつとも前述の如く耶馬台國の強大な誇張を示めすものであるから所謂畿内地方に發達する高塚式古墳とは趣を異にするものである。「殉葬者奴婢百餘人」とは、其の内容は別として考古学上群集墳を物語るものである。こう考えれば三世紀古墳の條件が限定され、更に前述の三世紀に其の最盛を見た銅鉾劍を副葬する古墳を検討すれば往時の支配者の階級の墳墓と見ることが出来る。

扱て以上の條件を有する古墳中銅器副葬の古墳は例が極めて乏しいが次に其のやうな古墳の分布をあげれば

- 一、筑後国三潯郡三潯村塚崎西畑（石棺封土不明）
- 二、同 国同 郡同 村御廟塚（石棺の上）
- 三、豊前国宇佐郡長州町大字金屋ベウモリ（組合式石棺、封土有）
- 四、豊後国西国東郡高田町大字美和雷古墳（組合式石棺、封土有）
- 五、同 国同 郡同 町大字草地丸山古墳（古墳封土中）
- 六、同 国臼杵市大字諏訪中山古墳（組合式石棺、封土有）
- 七、対馬国 四例
- 八、伊豫国宇摩郡妻鳥村東富山（古墳組合式石棺）
- 九、長門国豊浦郡安岡村大字富任字梶西木濱（古墳組合式石棺、多鈕鏡）
- 一〇、周防国山口市大字上野令字白石茶臼山古墳（古墳封土中）
- 一一、筑前国宗像郡東郷町高塚（箱式石棺）

一二、同國 同郡 岬村（箱石式棺）

一三、伯耆國東伯郡八幡町大字田起（箱石式棺）

等で其の分布は廣義の北部九州を中心に、大部分が西南日本に分布している。就中、筑前、筑後に四例、宇佐地方を中心に東部九州に四例、更にこの東部九州に相對する伊豫・長門、周防等の西部瀬戸内海沿岸に三例を見、西瀬戸に一つの共通点が認められ、これら合計して七例を存する。この西部瀬戸内海は彌生式文化後期には著しい共通的要素があり、嘗て筆者が命名した所謂戸次式土器と稱する(1)箱狀口縁を有する一連の特異性である。この箱狀口縁には流麗な波狀文を施すことを特徴とするが、總じて櫛目文土器の最盛期を画するものである。この彌生式後期の土器は可成早く一部では注目されていたやうであり安藝国安佐郡中原村、同落合村岩上、同国佐伯郡八幡村高井等に於てその發見が報じられて居り相當廣範圍にわたつて共通の文化を有している。この共通の彌生式文化圏は或る共通な社會の基礎に立つものであることは論を俟たないが、其の社會は安國寺遺跡や、周防国島田川下流の遺跡等で注目された如く、家族勞働を越えたものが必要とされ所謂族長的な氏族社會の連合体と云ふやうなものが前述の彌生式後期の櫛目文土器から推論出来るのである。

彌生式土器の編年は先輩諸兄の努力によつて相當確實なものとなつて居るが、この土器文化の或る時期が紀元と一致する点から考えて前期古墳の發生を見る間に比定される後期のある時期が三世紀に當るものと思われる。然して安國寺遺跡や島田川下流遺跡等はまさに三世紀前後と見て大差ないと考えられる。

扱て、この時代の墳墓と推定されるものが、前述の組合式石棺で代表される曙期古墳であり、其の中所謂階級を明かに認め得るものが遺物副葬のものとする、三世紀の族長的初期封建社會の上に立つ古墳を限定することが可能である。尙この族長的墳墓は従来の箱式棺に見られる如く群集するものではなく或る土地を占有すると云ふ傾向にあることは注目すべきである。これ等一應族長的墳墓と認められるものは、當時にあつてもある種の封土を有するやうであるが、鏡山猛氏の調査によると小円墳狀の内部に甕棺なり石棺を包藏した實例は北九州其の他に數例を示めてゐる。然しこれは非常に多くの甕棺や箱式石棺に比すればあまりにも少数である。次に鏡山猛氏の(5)諸例と東九州の一、二例を記すれば次の如きである。

高 徑

一、肥前国神崎仁比山村志波屋

三十四尺

- | | | |
|-------------------|------|-----|
| 二、筑前国糸島郡前原 | 四一五尺 | 三十尺 |
| 三、鳥取縣八尾 | 十五尺 | 六十尺 |
| 四、筑後国三潯郡三潯村塚崎御廟塚 | 四一五尺 | 三十尺 |
| 五、筑前国糸島郡前原町字泊字大塚 | 六尺 | — |
| 六、豊後国西国東郡高田町大字美和雷 | 六尺 | — |
| 七、豊後国臼杵市大字中山 | 四一五尺 | 二十尺 |
| 八、豊前国宇佐郡長洲町ベウモリ | 六一八尺 | — |

以上の中一、一六、鏡山猛氏「高塚古墳の源流」参照

で以上の中御廟塚、大塚、雷、中山、ベウモリ等に銅銚銅戈等の副葬が認められる。尙豊前豊後の三例はいずれも高塚古墳と云う所謂高塚始源の形であり、族長的社會の首長をシンボルライズしたものと云うことが出来よう。この孤立土地獨占の古墳に三世紀の部落社會の階級を認め得るならば、一應こうした考古資料のもとに邪馬台論考も行われるべきであろう。尙以上は封土を有する古墳と銅銚銅劍副葬するものを注意したのであるが、次に支石墓に就いても一種の權力優位を表わすものとして注目されなければならない。宇佐地方を中心としてこの支石墓が発見された例は現在迄のところないが豊後國速見郡藤原村大字大津に於て大石の下よりクリス形廣鋒銅戈二口が発見されている。これは発見當時の資料が不足しているため適確ではないが支石墓である可能性は極めて強い。特に銅戈副葬の支石墓と云ふ点になれば一段と首長的なシンボルになる意義は強い。

註 (1) 東九州に於ける押型文土器と彌生式土器 賀川光夫 考古學雜誌三十七卷一號

(2) (5) 高塚古墳の源流 鏡山 猛 史淵第五十八輯

(3) 廣島県の彌生式土器 吉野益見 考古學一卷一號

(4) 山口県島田川流域に於ける遺跡調査報告 小野忠熙 考古學雜誌三十八卷三號

四、豊前豊後特に宇佐地方に關係のある古鏡を出土せる古墳

所謂曙期古墳と思われる箱式棺の副葬品中古鏡の發見された例はわずかに一例である。

豊後国玖珠郡森町名草台石棺群⁽¹⁾

で、この調査は封土を有する高塚古墳と共存するもので、この中には組合式石棺の一部を切り、其の石材を使用して甕棺の外部施設としたもの等もあり明かに曙期古墳と見られるものがある。ついでに以上のような石棺の一部を切り其の石材を利用して甕棺の外部施設とした例はこの外に、

日田市大字朝田字宮の原及び同市吹上原

に於て認められた。この場合は箱式棺の一部を利用して甕棺の底部及び側壁としたもので、一種の石槨への手法の始源的なものと考えられる。尙この場合支石墓の掌石に比定される巨石が附近に立つて居り、石棺或は甕棺のいずれかの時期の支石墓とも見られ興味深い。又甕棺内部に於ては硝子の小玉と共に成人歯が見されたが、これは明かに掘葬によるものとして注目された。

扱て名草台の調査に於て、其の一部より獸帯鏡の破片一と碧玉製管玉を發見したが獸帯鏡は斷片的な資料で精細は分明しない。然し大きな紐と書文とから大形の舶載鏡であることは確實で漢魏の間に比定するに充分なる資料である。又出土状況は全く分明しないが日田市日隈神社には銅染作の細線式獸帯鏡の發見例もあり、宇佐と筑後平野を結ぶ一連の重要な遺物である。

次に宇佐に最も至近の位置に存するものとして後漢の古鏡を出土するものに

豊後国西國東郡高田町大字草地鑑堂古墳

が存する。この調査は南善吉氏⁽²⁾によつて考古学雜誌に發表されているが、其の主体部が方形の竪穴式石槨と小円形封土が報ぜられている。この主体部と外形は前の雷古墳やベウモリ古墳等と共に注目すべきものである。この古墳出土の古鏡は所謂神人車馬書象鏡で劉氏の作によるもので、

劉氏作竟夷服。多賀國家人民息。胡虜殄滅天下復。風雨時節五穀熟。長保二親得天力。大吉利兮。

とあり七字間の整つた銘文で後漢に比定されるもので特に注目される。

次に高塚古墳の盛期と比定される、豊前国宇佐郡宇赤塚前方後円墳の主体部たる組合式石棺より發見された神獸鏡⁽³⁾五面や同国京都郡刈田南原石塚山古墳發見の神獸鏡⁽⁴⁾六面等は後漢後續の漢魏の間に比定されるものとして中國舶載鏡の發見はこの外に相當知られている。豊前豊後二國に於て古鏡の發見を報ぜられているものは三十八個に及び、主として中國舶載鏡である点が注目される。この事實は古鏡そのものがすべて畿内國家を経てこの地に傳つたものではなく直接中國との交通によるものであることは、北部九州の族長が古くから韓半島の國々や中國との直接交渉を行つていたこと等の古典に徴しても分明することであり、この点では畿内國家同様古墳時代には中國と繁く交通が行われていたものと考えらるこ

とが出来る。特に銅染作の細線式獸帶鏡や劉氏作の画象鏡等が未だに本邦に於ける高塚古墳の体裁を充分に發達しない前の小円墳に於て發見されたることは特に注目すべきものであると思う。

以上の古鏡で注目される後漢鏡や漢魏間に比定されるもの大半は宇佐地方に關係のあるもので、前述の三世紀のものと思われる銅器副葬の高塚古墳の分布と共に興味深いものがある。

註 (1)昭和二十八年三月別府女子大学考古学研究室にて發掘調査「名草台」——「豊前国玖珠郡森町名草台古墳群調査報告」賀川光夫

(2)豊後の古鏡 南 善吉 考古学雜誌二卷七号 鑑堂古墳 同 考古学雜誌三卷二号

(3)豊前宇佐郡赤塚古塚調査報告 梅原末治 考古学雜誌十四卷三号

(4)豊前京都郡の一、二の古墳 梅原末治 中央史壇十卷九号

五、考古学上より見た上代の宇佐考察

以上宇佐を中心として考古学上の諸問題に就いて検討して見たが、本邦の初期部落社会の基礎に立つて、其の階級的な権力のシンボルは或る特定な土地を占有する族長的な古墳によつて表明することが出来る。こうした三世紀の族長的な古墳は魏志記載の邪馬台國の位置比定に重要な意義を有するもので、其の聚成に最も濃密な分布を有する地方が邪馬台國に比定すべき位置としての可能性を有することになるのである。

宇佐地方は以上の古墳が相當存在して居る点で注目される。又これら遺跡と同時にこの時代の遺物が検討されなければならない。前述の如く三世紀の日本に於ける最も顯著な遺物は西南日本の銅鉞銅劍と畿内の銅鐸をあげなければならない。宇佐地方を中心として豊前、豊後の二國の銅鉞銅劍の分布は銅鉞が五十七口で、筑前、筑後の八十四口に次ぎ、更にクリス形銅戈は三十四口の發見例があり、これは筑前筑後の二十二口に比して可成りの多量を示めしている。この中で狭鋒銅戈二口の發見例もあり、これ等の銅器發達の由來が中國との直接交渉により舶載されたものであることを示している。又鉞等が魏志の記載に徴するものが存し、其の發見例の多いと云う点に、三世紀の古墳と共に邪馬台國比定に重要な可能性を意味するであろう。特に三世紀の古墳にこの銅鉞銅劍の副葬されるに至つては、當時この地方に君臨する権力のシンボルと見ることが出来る。勿論以上の如く比較的遺跡遺物が三世紀の或る特徴を有するものに限つて或る権力を見ようとするのであるが、これを魏志の邪馬台初め其他の王又特定の支配者に由來するものと云うのではなく、それ等を綜合して、そうした支配者のシンボルであると云う点で邪馬台國の位置

比定に有力な可能性があると云うのである。

次に三世紀の遺物に就いて銅器の外注目されるのは漢魏の古鏡の分布である。直接的には魏代の古鏡が最も重要な意味を有するのであるが、この点宇佐地方に於ては前の銅銚銅劍同様可成りの分布を有している。然し銅銚銅劍の如く曙期の高塚に於て明かに認められたと云うものは無く、わずかに豊前国宇佐郡驛館村大字法鏡寺發見の六獸鏡は封土不明の組合式石棺内よりの發見と傳えられている。このように組合式石棺中より魏代又はそれ以前に製作されたものと思われる古鏡を發見した例は

一、豊前國宇佐郡驛館村大字法鏡寺 六獸鏡

二、同 國同 郡宇佐町大字高森 變形緞文鏡一(2)一

三、豊後國玖珠郡森町名草台石棺群 獸帶鏡片 一

四、豊前國田川郡採銅所村宮原 內行文鏡二(3)一

五、筑前國糟屋郡仲原村酒殿 變形鳳鏡一(4)一

で極めて少く其の四例迄が豊前、豊後に存する点も前の銅銚銅劍を副葬する曙期古墳の分布と共に注意しなければならない。尙この地方は前述の赤塚古墳や石塚山古墳等大量魏代の神獸鏡を出している点にも考慮しなければならない。この外東九州に於て魏代と思われる古鏡を出土する古墳をあげれば

※一、豊前國門司市小森江丸山古墳 獸形鏡一(5) 一

※二、同 國京都郡波瀨與原御所山 獸形鏡一(6) 一

三、豊後國田原村上杵掛灰工山古墳 獸形鏡一變行文鏡一(7)一 (組合式石棺)

四、同 國高田町草地字芝場 內行文鏡二(8)一 (組合式石棺)

五、同 國大分市三芳字志手龜の甲 神獸鏡一變行文鏡一(9)一 (組合式石棺)

六、同 國北海道郡下北津留村臼塚 位至三公双龍鏡外一(10)一 (身型石棺)

七、同 國同 郡神崎村築山 變形緞文鏡一(11)一 (組合式石棺)

等で丸山、御所山等※印のものは實際に調査を行つたわけではなく、いさゝか自信がないが、魏代に比定されるものと傳へられるために右にかつ

けた次第である。このやうに東九州に於ける古鏡から、宇佐を中心とする地方に魏代の遺物が可成豊富である点は一考するに足る資料であろう。勿論これ等は畿内に於て發達した高塚古墳の副葬品として認められたものであるが、古鏡そのものが總て畿内を経たものとは考えられない。

以上の外玉類の出土品があるがこれは前二者に比して特徴に乏しいものであるからこの稿に於ては省略することにした。

右にあげた銅鉾銅劍及び古鏡の分布と、三世紀の高塚とに専ら歸依して宇佐地方が魏代中国と交通のあつた邪馬台國の位置比定に重要な可能性を有するものであることを論じたのである。

註

(1)豊前宇佐郡歌館付法鏡寺出土の大獸鏡 中山平次郎 考古学雜誌十卷九号

(2)豊前宇佐郡赤塚古墳調査報告 梅原 末治 考古学雜誌十四卷三号

(3)(4)高塚古墳の源流 鏡山 猛 史淵五十八号

(5)(6)考古学大系一 後藤 守一

(7)豊後國西國東地方の古墳 河野 清実 民族と歴史五の三

(8)豊後の古鏡 南 善吉 考古学雜誌二卷七号

(9)大分市三芳の古墳発見 日名古軸軒 考古学雜誌一卷九号

(10)白杵古墳の研究 賀川 光夫 大分県報告(謄寫印刷)

(11)築山古墳 十時 英司 大分県史蹟報告十一輯

結 語

以上宇佐地方を考古学上の諸問題の検討により、邪馬台國比定の地としての可能性に就いて論じたのであるが、私は終局に於て邪馬台國の比定は相當に難解であると考え。然し三世紀に於ける魏志記載の事情に就いて検討するならば邪馬台國を比定する可能性は充分に存するものである。点將來大いに論争の余地がある。

尙私は東九州地方を含めた廣義の北九州地方のいくつかの可能性を有する地方に邪馬台國が存するものと信ずる九州論者であるが、結論として其の可能性を検討する以外に現在の考古資料を以てしては方法がないと思ふのである。

扱て最後に本稿は大分大学半田、富來兩助教授との協同研究による「上代の宇佐考」に於ける第一次的試論であり、本稿をなすにあたりたえず資料や実地指導に御助言を賜わつた九州大学助教鏡山猛氏に深く感謝し度い。

追加

「宇佐地方の三世紀比定の古墳」の項に於て銅器副葬の古墳の中左を追加する。

一四、豊前國宇佐郡宇佐町高等学校々庭——（箱式石棺）

でこの石棺は宇佐高等学校々庭を作る際発見されたもので、古墳に封土を有していたか否かは不明であるが、クリス型廣鋒銅戈一口が発見されたと云われる。實地調査の結果銅戈は現在宇佐神宮に所藏されて居り組合式石棺は宇佐高等学校に復原保存されている。

附表(一) 東九州に於ける銅銚銅劍の分布

發見地名	銅銚		銅劍			備考
	狹	中廣	細	狹ク廣ク	平	
① 豊前國宇佐郡長洲町大字金屋ベウモリ		一				古墳石棺鐵劍彌生土器
② 同 同 駅館村法鏡寺字下の平		一				—
③ 同 同 麻生村、山口、宇赤迫				一		—
④ 同 同 宇佐八幡所藏		二		七		—
⑤ 豊後國西國東郡高田町大字末廻		三、三				古墳組合式石棺存
⑥ 同 同 美和字雷				二		丸山古墳封土中
⑦ 同 同 草地字猶石				三		渡辺太郎氏所藏
⑧ 同 同 田染村大字嶺崎字横峰		一				

⑨ 同	東国東郡								
⑩ 同	速見郡大神村大番真那井								
⑪ 同	同 藤原村大字大津							二	彌生式遺跡存
⑫ 同	日田郡津江山							二	
⑬ 同	同 五和村石井神社							一	
⑭ 豊後国日田市大原神社所藏								一	
⑮ 同	玖珠郡森町大字森八幡社							二	
⑯ 同	同 同 三島神社							二	
⑰ 同	大分郡松岡村大字松岡京ヶ尾							五	
⑱ 同	直入郡久住村久住神社附近録の木								
⑲ 同	北海道郡坂の市町大字木田字名辺山谷							二	
⑳ 同	同 坂の市町大字細								一
㉑ 同	同 下北津留村							七	
㉒ 同	大分市瀧尾小學校敷地								
㉓	臼杵市大字諏訪字中山								一
同	大野郡三重町秋葉								一
追加豊前国宇佐郡宇佐町高等學校々庭									組合式石棺

附表(二) 東九州州に於ける古鏡の分布

国	郡市	町村	大字	古墳	外形	内部構造	鏡	鏡以外の遺物	古墳推定編年
1	豊前	京都	刈田南原	石塚山	前方後円	長大な 竪穴式石槨	1 日月天主三神三獸 2 四神四獸	1	前期末葉
2	同	宇佐	宇佐高森	赤塚古墳	前方後円	組合式石槨	1 波文帶盤龍鏡 2 天王日月神獸 3 日月天王三神三獸	1 刀身斧管玉 1 管玉	前期末葉
3	同	同	同	赤塚附近		組合式石槨	1 変形縹文鏡	1	盛期
4	同	同	四日市葛原	鬼塚古墳	前方後円 帆立貝	竪穴式石槨	1 神獸鏡(四神四獸)	1 刀劍 1 管玉 1 甲冑片 1 勾玉	盛期
5	同	同	駅館法鏡寺	中原古墳		組合式石槨	1 獸帶鏡(大獸)	1 刀身	1
6	同	同	宇佐千石	千石古墳	1	組合式石槨	1 円行花文	1 刀身	盛期
7	豊後	西国東	草地黒松	鑑堂古墳	円墳	竪穴式石槨	1 画像鏡	1	前期
8	同	速見	八坂本庄	重光古墳	円墳	組合式石槨	1 TLV鏡 1 変形獸形文	1 刀劍	盛期
9	同	北海部	神崎神崎	築山古墳	前方後円	組合式石槨	1 変形縹文鏡	1 小刀劍 1 小玉劍 1 小玉鏃	盛期
10	同	同	下北津留稲田	白塚古墳	前方後円	組合式石槨	1 位至三公双龍鏡 1 獸帶鏡 1 TLV鏡	1 勾玉 1 刀劍 1 管玉 1 管玉	盛期
11	同	同	坂の市上の坊	上の坊古墳	前方後円	組合式石槨	1 変形文鏡	1 刀劍 1 管玉	盛期
12	同	白杵市	諏訪下山	下山古墳	前方後円	長持型石槨	1 神獸鏡(四神四獸)	1 刀劍 1 管玉	盛期
13	同	日田市	日田隈	日隈古墳	1	1	1 細線式獸帶鏡	1 管玉	前期
14	同	玖珠	森名草台	16号墳	1	組合式石槨	1 獸帶鏡片	1 管玉	前期

○印は実地調査によつたもの